

令和 5 年第 1 回
対馬市議会定例会議案
(追加)



対 馬 市

目 次

議案第 3 1 号	漁港区域内公有水面の埋立てについて（唐崎漁港）	----- 3
議案第 3 2 号	港湾区域内公有水面の埋立てについて（曾ノ浦港湾）	----- 1 1
議案第 3 3 号	港湾区域内公有水面の埋立てについて（曾ノ浦港湾単独用地）	----- 1 9
議案第 3 4 号	漁港区域内公有水面の埋立てについて（豆酛漁港）	----- 2 7
議案第 3 5 号	工事請負変更契約の締結について	----- 3 3

議案第 3 1 号

漁港区域内公有水面の埋立てについて（唐崎漁港）

別紙の公有水面埋立免許の出願に係る意見について異議のない旨、長崎県知事に答申したいので、公有水面埋立法（大正 1 0 年法律第 5 7 号）第 3 条第 4 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 1 5 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

4 漁 港 許 第 3 号
令和 5 年 2 月 1 0 日

対馬市長 様

長崎県知事 大石 賢吾



公有水面埋立免許出願に対する市町村の意見について

このことについて、別添のとおり長崎県から出願がありましたので、公有水面埋立法第3条第1項の規定により貴職の意見を求めます。

なお、意見は本日から4カ月以内に貴市議会の議決書を添えてお願いします。

この文書の取扱

長崎県水産部漁港漁場課 管理班

電話 095(895)2853





公有水面埋立免許願書

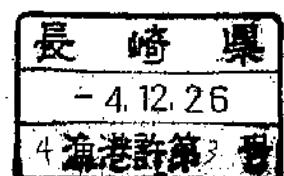
令和 4 年 12 月 21 日

長崎県知事 大石賢吾 様

出願人 所在地 長崎県長崎市尾上町 3 番 1
名 称 長 崎 県
住 所 長崎県長崎市尾上町 3 番 1
氏 名 長崎県知事 大石 賢吾



公有水面埋立法第 2 条第 1 項の公有水面埋立ての免許を受けたいので、
下記により、出願します。



(1) 埋立必要理由書

1) 埋立ての動機

本申請地の一般県道唐崎岬線は、対馬市豊玉町廻の唐崎漁港を起点とし、終点を同市豊玉町仁位の一般国道382号に接続するまでの約13kmの道路である。

本路線は、対馬中央部西岸の浅茅湾の湾口から山間部を通り、深く入り込んだ溺れ谷の麓の漁港集落等を結びながら走る路線である。

当該埋立地は、起点側唐崎漁港の廻地区と唐洲地区の間の海岸線に面する位置になる。

本路線を利用する廻地区の世帯数は40件あまりで、主に市街地に向かう住民の生活道路として利用され、また、唐崎漁港で水揚げされた鮮魚の輸送や漁業関係者の車両が中心となる。

当該地の状況は、道路に迫る標高40m程度の急峻な斜面があり、地層は比較的堅固な岩盤ではあるが、場所によっては崩壊部分や露岩が見受けられ落石の可能性が高く不安定で危険な状態にある。

現状の道路にあっては、一定の幅員を成しておらず最小幅員は3.3m程度と狭く、交互通行ができない場所もあり、道路護岸には車両用防護柵の設置はされていない状況にある。

そのような中、長崎県では道路防災事業として平成20年度から計画的な対策実施と定期点検を行う体制を構築し防災対策を進めており、当該地も優先度の高い要対策箇所となっている。

当該道路の計画にあっては、斜面崩壊が極めて危険のため待ち受け式擁壁（重力式擁壁）を設置することと、極力海域の埋立てが発生しないような道路法線とすることを前提に、道路規格3種5級で道路幅員は（0.5m+2.0m+2.0m+0.5m）5.0mとしたが、既存陸域内での道路用地を確保することが出来なかった。

よって、現道を海域側に前出しして道路を整備することとする。

整備されることで、道路斜面の崩落、落石から回避されることと、見通しの悪いカーブ区間の視距も良くなり、交互通行が出来るようになる等、安全性と走行性が向上する。

よって、今回埋立申請を行うものである。

2) 埋立ての時期

現在、当該道路の利用は、廻地区の住民の市街地に向かう車両やバス等の公共交通機関、漁業関係車両等の大型車の往来が中心となる。

このような中、当該地の急斜面は崩壊部分や露岩が見受けられ落石の可能性が高く不安定で危険な状態にあり、安全な通行を行うためにも道路整備が急務を要している。

よって、令和8年度末の竣功を目指しており、工事工程に4年を要することから、現地点で埋立てを開始する必要がある。

3) 埋立ての場所

当該道路の整備を行うに当たり、埋立ての動機でも述べたように、急斜面な山側への道路拡幅による整備は非常に困難である。

よって、当該地は海側を整備することで、道路用地を確保せざるを得ないものであり、当該地を埋立ての場所に決定した。

4) 埋立ての施行主体

一般県道唐崎岬線の道路管理者である長崎県が施行主体となって事業の遂行にあたる。

5) 埋立ての規模

本線の道路規格は、「道路構造令」第3種5級により車線幅員2.00mと路肩0.50mの片側1車線道路と道路護岸構造物及び待ち受け擁壁から成る。

道路線形にあっては、急斜面からの崩落を考慮した上で、現道を最大限に利用し埋立てを最小限に迎える線形とした。

埋立ては、細長くて異形であり埋立幅は平均幅4.7m程度の埋立てとなる。

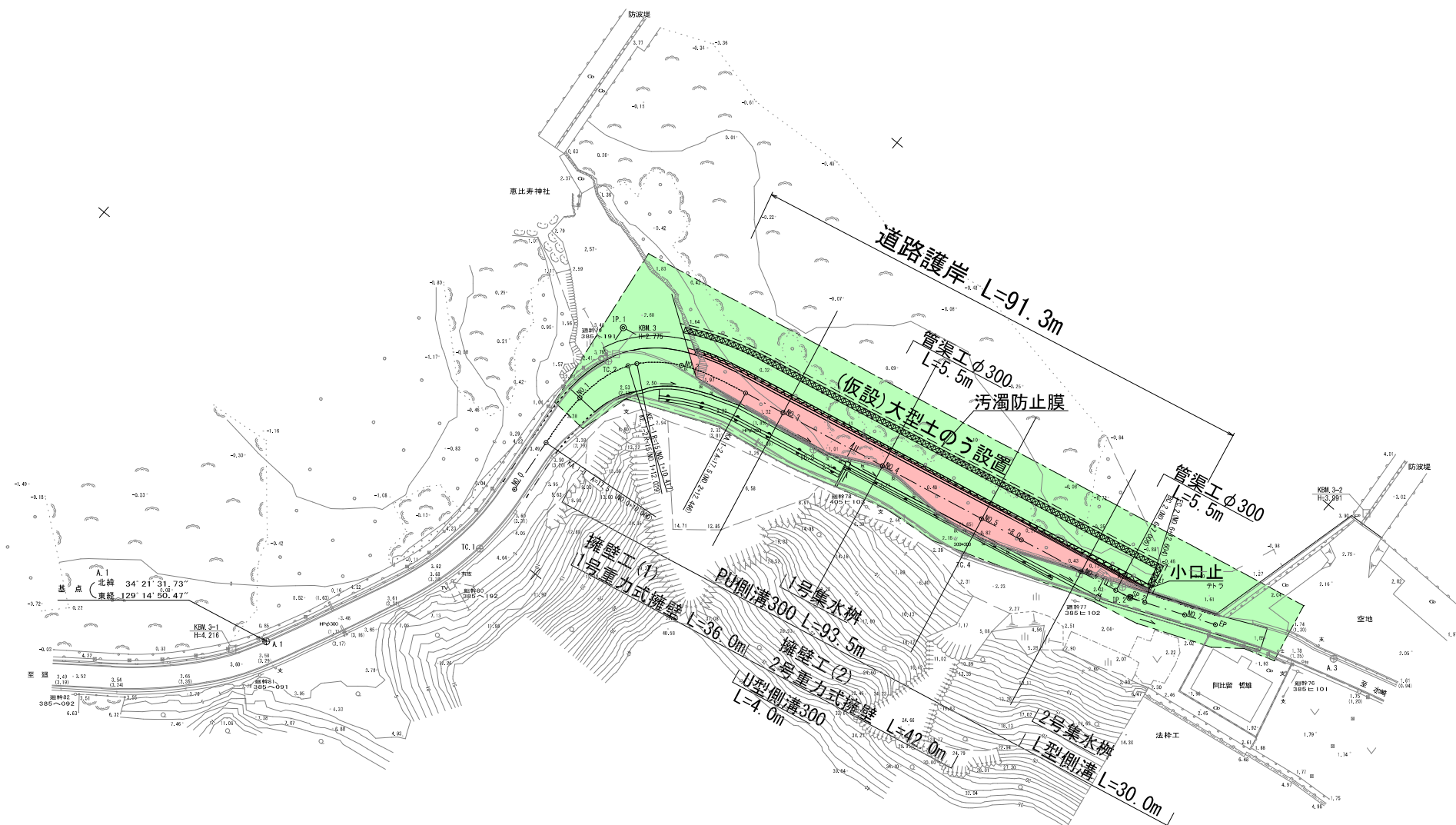
よって、道路護岸延長91.3mで平均幅4.7mとなり埋立規模は約430㎡となる。

6) 埋立ての効果

本埋立ての完成により、道路斜面の崩壊、落石から人命、財産を守られることと、道路幅員の確保と道路法線の整理により、片側交互通行や、カーブでの視距の悪さが解消されることで、安全性と走行性が向上する効果が期待できると考える。



公 有 水 面 埋 立 図		
工 事 名	一般県道唐崎岬線道路災害防除工事	
施 工 位 置	対馬市豊玉町唐洲	
図面種類	一 般 平 面 図	
縮 尺	1 : 2 5 , 0 0 0	図面番号
長 崎 県		1



- 埋立区域
- 埋立てに関する工事の施行区域

測 量 年 月 日	令和4年9月20日
測 量 者 氏 名	太洋技研株式会社 測量士補 江口美和
測量立会者氏名	対馬振興局 道路課道路班 北村翔太

※地盤高等はTP表示であり、D.L.表示とするためには、
+1.07mを足さなければならない。

公 有 水 面 埋 立 図		
工 事 名	一般県道唐崎峠線道路災害防除工事	
施工位置	対馬市豊玉町唐洲	
図面種類	実測平面図 (その1)	
縮 尺	1 : 5 0 0	図面番号
長 崎 県	2 - 1	

議案第 3 2 号

港湾区域内公有水面の埋立てについて（曾ノ浦港湾）

別紙の公有水面埋立免許の出願に係る意見について異議のない旨、長崎県知事に答申したいので、公有水面埋立法（大正 1 0 年法律第 5 7 号）第 3 条第 4 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 1 5 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

4 港 許 第 4 号
令和5年2月24日

対馬市長 様

曾ノ浦港 港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 大石 賢吾



公有水面埋立法第3条に基づく公有水面埋立免許願書
にかかる意見の徴取について（依頼）

標記について、別紙のとおり長崎県から公有水面埋立免許にかかる願書が提出されたので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項に基づき貴職の意見を求めます。

なお、意見については、公有水面埋立法第3条第4項に基づき議会の議決を経ることとされていることから、議決書を添えて4ヵ月以内に送付いただきますようお願いいたします。



【担当及び連絡先】

長崎県土木部港湾課管理班 村上
(TEL) 095-894-3053 (直)
(FAX) 095-821-9246



公有水面埋立免許願書

令和5年1月26日

曾ノ浦港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 大石賢吾 様

出願人所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号

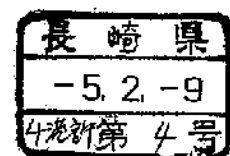
名 称 長 崎 県

代表者住 所 長崎県長崎市尾上町3番1号

氏 名 長崎県知事 大石 賢吾



公有水面埋立法第2条第1項の公有水面埋立ての免許を受けたいので、
下記により、出願します。



(1) 埋立必要理由書

1) 埋立ての動機

本埋立地が位置する曾ノ浦港は、対馬本土の中央部に位置する豊玉町の東側海域に面した港である。

周辺は、対馬本土の東側を走る国道382号線と西側を走る県道39号上対馬豊玉線の間を黒隈山等200m前後の急峻な山々が山脈をなし、その麓はいくつもの入り江から成るリアス式海岸で自然豊かな場所である。

埋立地が属する位之端地区は、世帯数60戸余りで130名程度の住民が暮らしており、多くは山の麓を人工護岸で構築されたわずかな間の平坦地に家屋が建ち並ぶ集落である。

気候は、対馬暖流の影響を受け、温暖で多雨な海洋性気候である。

当地区の産業は漁業が中心で、対馬海峡を多種多様な魚が回遊し、入り組んだ海岸線や多くの島嶼により好漁場となり、イカの一本釣漁業や延縄漁業・曳縄漁業を主体に様々な漁業が盛んに行われている。

特に基幹産業であるイカ釣漁業は島内でもトップクラスの水揚げを誇り漁船数も多く、また延縄漁業で漁獲されたクエ・赤ムツは多方面から高評価を受ける等、福岡方面を中心に全国へ水産物を供給する重要な役割を担っている。

このような状況の中、曾ノ浦港においては港内中央部に岸壁、野積場等の港湾施設が平成21年度に供用開始され、次に平成24年度に港内北側に漁船の係留ができる護岸が整備されている。

今回、申請する当地区の港内南側の護岸においても、昭和48年から昭和51年に築造されたものであり、老朽化が進行している。また、昨今の台風の強大化等、波高の増大により、越波、浸水の恐れがあるため、護岸改良の必要がある。

また、当地区には上記で述べたようにイカ釣り漁業が盛んで多くの漁船が在籍しているが、護岸に係留している状況である。

さらに、当護岸の背後に並行して市道が存在しているが、道路線形の見直しや幅員確保が必要な部分がある。

このようなことから、地元漁協からの強い要望もあるため、台風・高潮等に伴う家屋を始めとする背後地への越波・浸水被害を未然に防ぐとともに、漁船係留機能を有する護岸改良を行うこととした。また、護岸改良にあたっては、背後市道の整備もあわせて行うこととなった。

よって、今回埋立申請を行うものである。

なお、護岸背後の道路整備においては、対馬市が別途施行で行うものである。

2) 埋立ての時期

本埋立てにおける護岸の整備延長は約190mであり、整備は一体的に行い工事工程に5年を要する。

よって、令和9年末の竣功を目指しているため、現時点で埋立てを開始する必要がある。

3) 埋立ての場所

上記の動機でも述べたように、越波・浸水対策のための当港南側護岸の整備と背後の道路用地は対馬市が道路整備事業として埋立てを行うため、当埋立場所に決定した。

4) 埋立ての施行主体

本埋立ては、海岸保全区域(位ノ端地区保全区域)と曾ノ浦港(港湾区域)が重複していることから、港湾管理者(長崎県)が海岸管理者として、本埋立工事(曾ノ浦港海岸自然災害防止工事)を施行する。(海岸法第5条3項)

5) 埋立ての規模

当埋立ては、既設護岸構造を新たに改良し漁船が係留できる構造とした。

構造は、直立消波ブロックタイプで190.4m(延長)×3.0m(幅)で必要面積が約570m²となり、構造上の遊水部分と端部の方塊構造を考慮して、面積は約250m²となった。

これに、小口止の10.0m(延長)×0.5m(幅)=5m²を加えて埋立全体面積は約255m²となった。

6) 埋立ての効果

護岸が整備されることで、台風等での越波・浸水被害を未然に防ぐことで、国土の保全と民生の安全、安心、個人の財産を守ることができる。

また、水深が確保された護岸に漁船を係留することが容易となり、安全性と効率性が向上する。このことで入港、出港の際の環境の改善が図られることは、延いては漁獲量の増加に繋がり、漁業者の所得向上を通し水産業の振興に繋がることは非常に効果が大きいと考えられる。

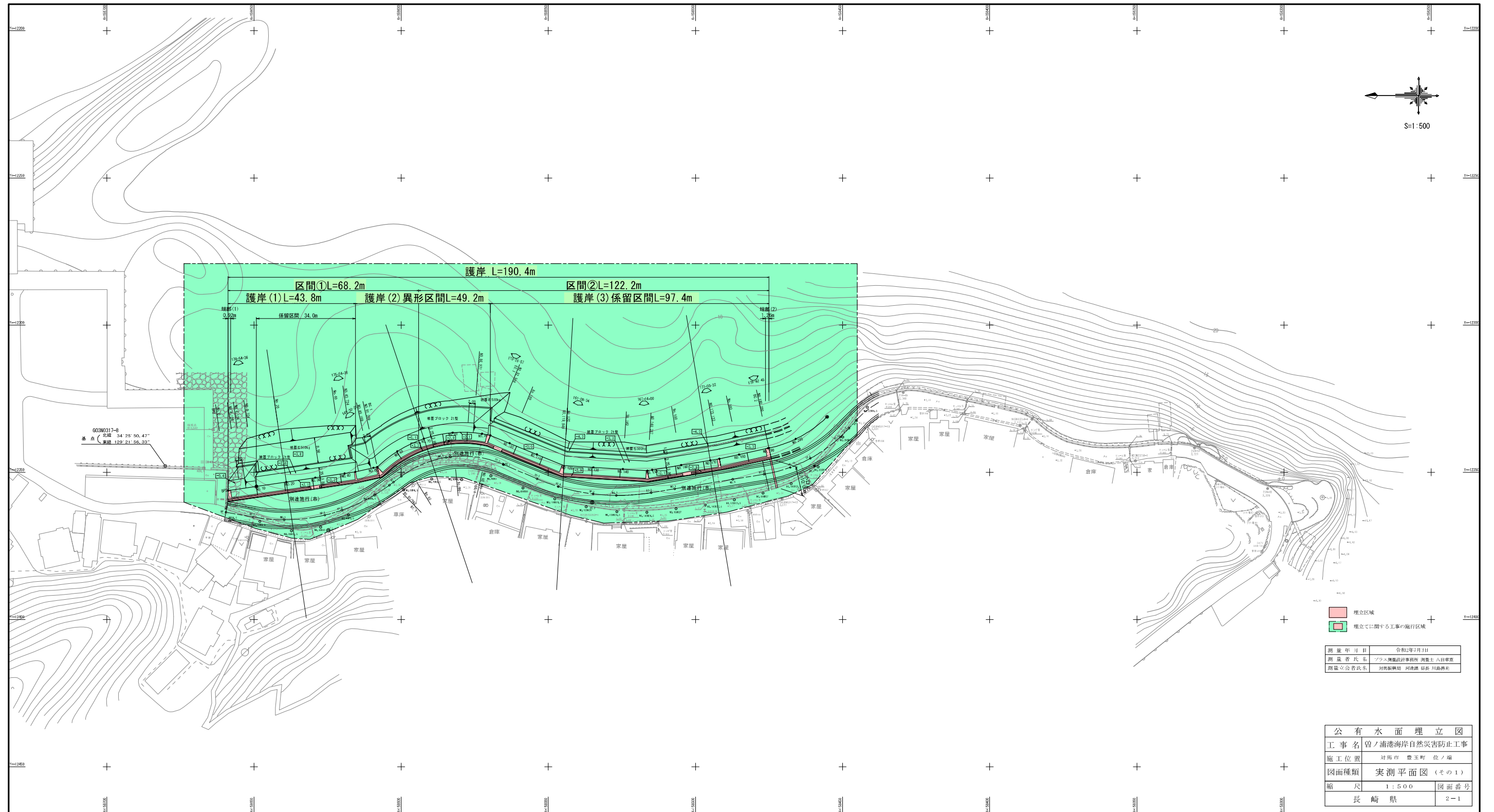
位置図

公 有 水 面 埋 立 図		
工 事 名	曾ノ浦港海岸自然災害防止工事	
施 工 位 置	対馬市 豊玉町 位ノ端	
図面種類	一 般 平 面 図	
縮 尺	1 : 25, 000	図面番号
長 崎 県		1



G03N0317-8
基 点 北緯 34° 25' 50.47″
東経 129° 21' 56.33″

埋立区域
埋立てに関する工事の施行区域



議案第 3 3 号

港湾区域内公有水面の埋立てについて（曾ノ浦港湾単独用地）

別紙の公有水面埋立免許の出願に係る意見について異議のない旨、長崎県知事に答申したいので、公有水面埋立法（大正 1 0 年法律第 5 7 号）第 3 条第 4 項の規定により議会の議決を求める。

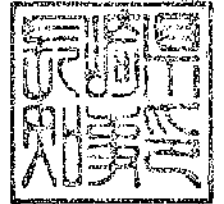
令和 5 年 3 月 1 5 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

4 港 許 第 5 号
令和5年2月24日

対馬市長 様

曾ノ浦港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 大石 賢吾



公有水面埋立法第3条に基づく公有水面埋立免許願書
にかかる意見の徴取について（依頼）

標記について、別紙のとおり対馬市から公有水面埋立免許にかかる願書が提出されたので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項に基づき貴職の意見を求めます。

なお、意見については、公有水面埋立法第3条第4項に基づき議会の議決を経ることとされていることから、議決書を添えて4ヵ月以内に送付いただきますようお願いいたします。



【担当及び連絡先】

長崎県土木部港湾課管理班 村上
(TEL) 095-894-3053 (直)
(FAX) 095-821-9246

公有水面埋立免許願書

令和5年2月20日

曾ノ浦港港湾管理者 長崎県

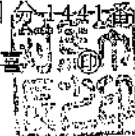
代表者 長崎県知事 大石賢吾 様

出願人所在地 長崎県対馬市厳原町国分1441番地

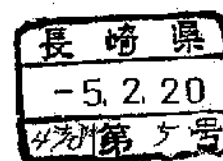
名 称 対 馬 市

代表者住 所 長崎県対馬市厳原町国分1441番地

氏 名 対馬市長 比田勝 尚喜



公有水面埋立法第2条第1項の公有水面埋立ての免許を受けたいので、
下記により、出願します。



(1) 埋立必要理由書

1) 埋立ての動機

本埋立地が位置する曾ノ浦港は、対馬本土の中央部に位置する豊玉町の東側海域に面した港である。

周辺は、対馬本土の東側を走る国道382号線と西側を走る県道39号上対馬豊玉線の間を黒隈山等200m前後の急峻な山々が山脈をなし、その麓はいくつもの入り江から成るリアス式海岸で自然豊かな場所である。

埋立地が属する位ノ端地区は、世帯数60戸余りで130名程度の住民が暮らしており、多くは山の麓を人工護岸で構築されたわずかな間の平坦地に家屋が建ち並ぶ集落である。

気候は、対馬暖流の影響を受け、温暖で多雨な海洋性気候である。

当地区の産業は漁業が中心で、対馬海峡を多種多様な魚が回遊し、入り組んだ海岸線や多くの島嶼により好漁場となり、イカの一本釣漁業や延縄漁業・曳縄漁業を主体に様々な漁業が盛んに行われている。

特に基幹産業であるイカ釣漁業は島内でもトップクラスの水揚げを誇り漁船数も多く、また延縄漁業で漁獲されたクエ・赤ムツは多方面から高評価を受ける等、福岡方面を中心に全国へ水産物を供給する重要な役割を担っている。

このような状況の中、長崎県施行により、曾ノ浦港の港内中央部に岸壁、野積場等の港湾施設が平成21年度に供用開始され、次に平成24年度に港内北側に漁船の係留ができる護岸が計画的に整備されている。

港内南側の護岸においては、昭和48年から昭和51年に築造されたものであり、老朽化が進行している。また、昨今の台風の強大化等、波高の増大により、越波、浸水の恐れがあるため、護岸改良を長崎県で行う。

長崎県の護岸改良に伴い、対馬市においても護岸背後の道路改良を行う。

当該地の現道の利用状況は、地元住民の生活道路や鮮魚の輸送等、漁業関係車輛で利用されている。

しかし、現在の道路幅員は4 m以下と狭い場所もあるため、離合の際には厳しいことから、道路改良を行うことで交互通行も容易となり、安全性が確保される。

また、曾ノ浦港北側は臨港道路として整備されており、今回南側に着手することで、将来、曾ノ浦港が属する位ノ端地区全体の交通の利便性が向上する。

よって、埋立申請を行うものである。

なお、今回の埋立ては同時出願する曾ノ浦港海岸護岸（改良）と既設護岸間の公有水面を埋立てるものである。

2) 埋立ての時期

本埋立ては曾ノ浦港海岸護岸（改良）と一体的に施行されるものであることから、長崎県と同時に出願するものである。

工事は、長崎県の護岸工事（令和9年度末竣工）後に着手し、1年間を要し、令和10年度末の竣工を目指す。

3) 埋立ての場所

上記の動機でも述べたように、長崎県の越波・浸水対策のための護岸改良に伴い、対馬市においても背後を道路用地として一体的に埋立てるため、当埋立場所に決定した。

4) 埋立ての施行主体

護岸は、位ノ端地区保全区域の海岸管理者たる長崎県が行うが、本埋立ての道路用地は道路管理者である対馬市が施行主体となる。

5) 埋立ての規模

当埋立ては、長崎県施行護岸（改良）と既設護岸の間の公有水面となる。

埋立ては異形で延長は194m、埋立幅が3mから13mとなり、平均埋立幅が8.6mで埋立全体面積は約1,670m²となった。

6) 埋立ての効果

今回の埋立てにより、現道が改良され新たな道路が整備されることで、地元住民の生活道路として利便性が向上する。また、長崎県施行の護岸と一体的に竣工することで台風等での越波・浸水被害を未然に防げることは、背後の家屋被害を防げることや、引いては国土の保全と民生の安全、安心、個人の財産を守ることができる。

このことは、地域住民をはじめ関係者の期待に応えることができると考えられる。

位置図

公有水面埋立図

工事名 曾ノ浦海岸自然災害防止工事(背後道路用地)

施工位置 対馬市 豊玉町 位ノ端

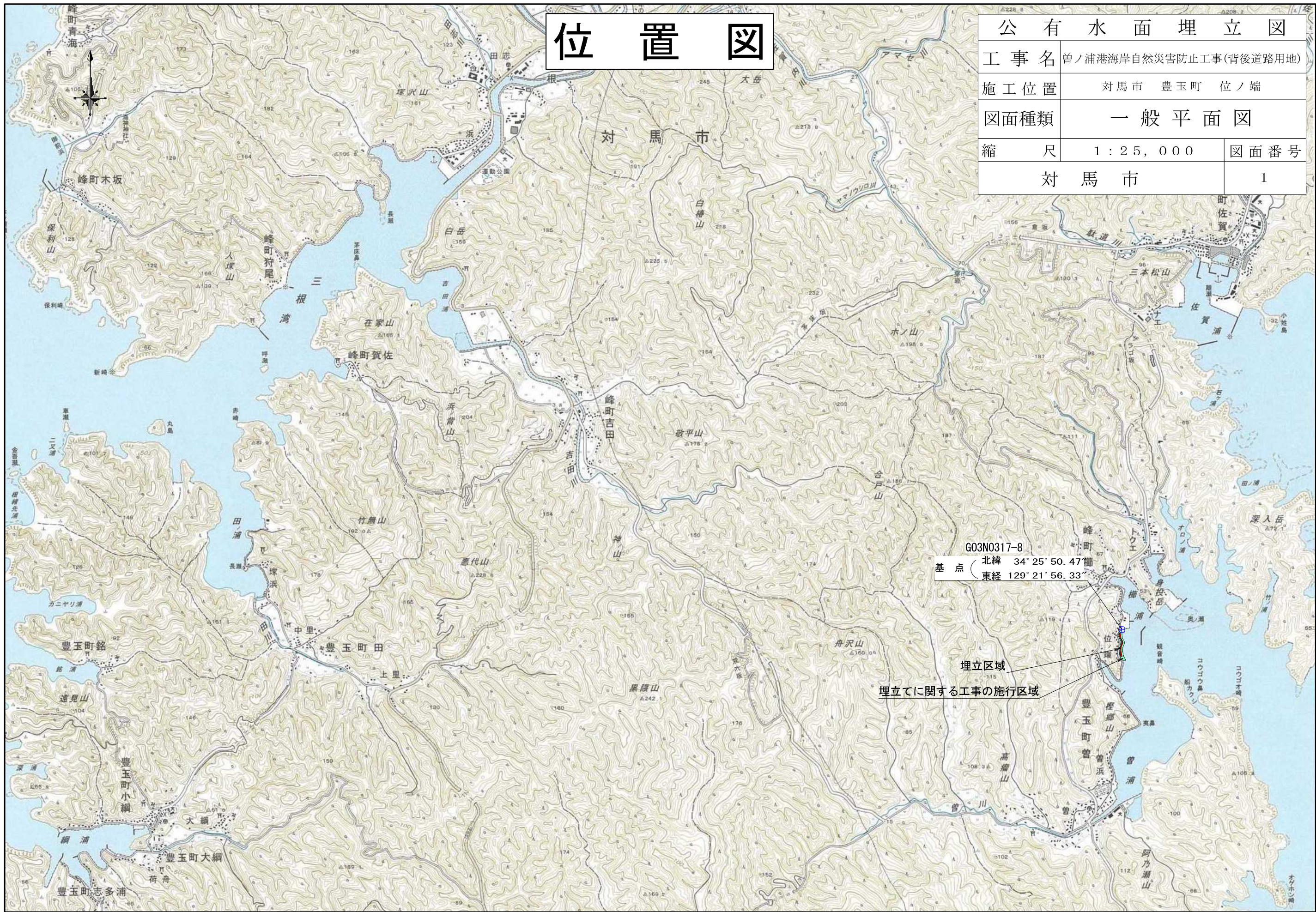
図面種類 一般平面図

縮尺 1:25,000

図面番号

対馬市

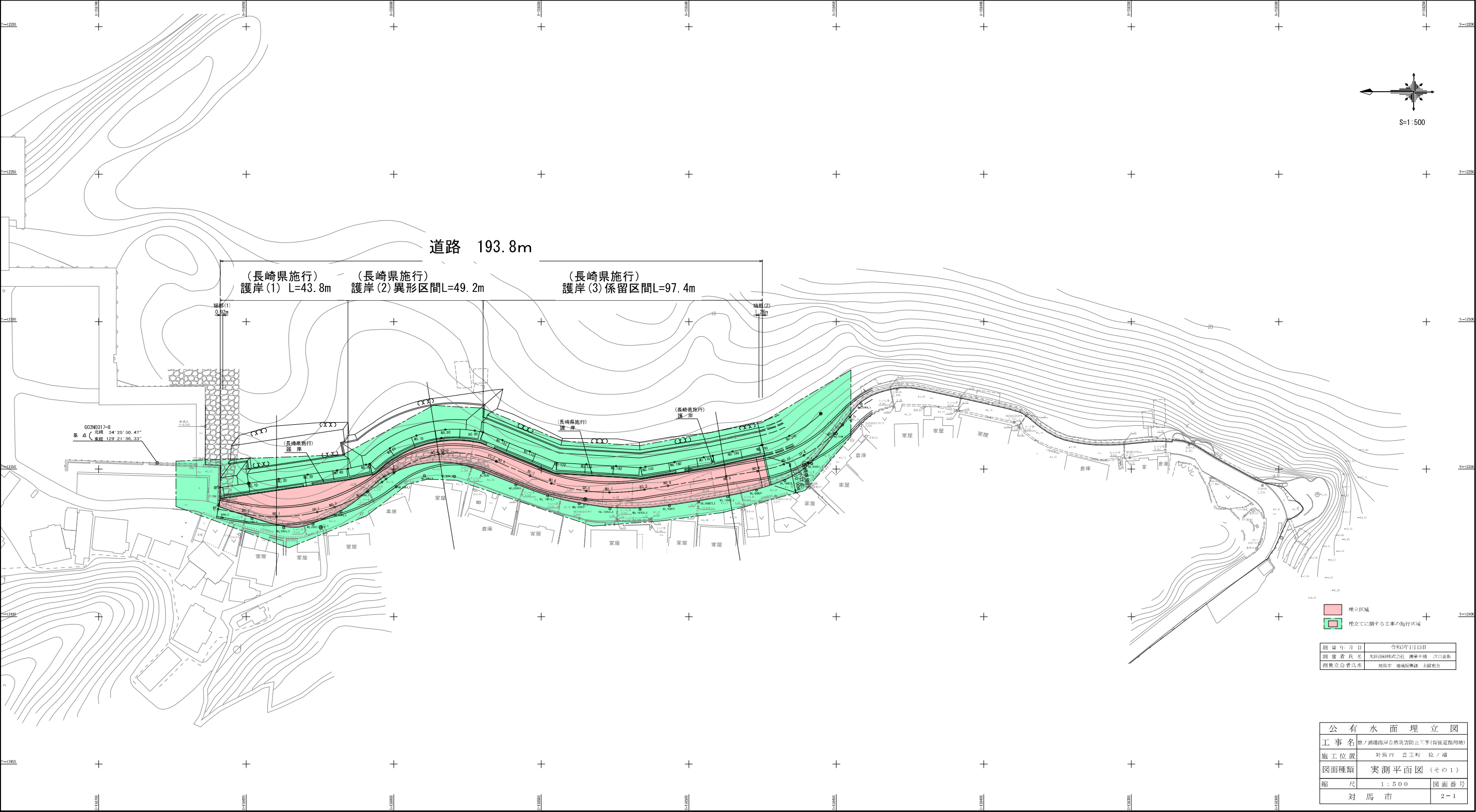
1



G03N0317-8
基点 北緯 34° 25' 50.47" 緯
東経 129° 21' 56.33" 經

埋立区域

埋立てに関する工事の施行区域



議案第 3 4 号

漁港区域内公有水面の埋立てについて(豆酩漁港)

別紙の公有水面埋立免許の出願に係る意見について異議のない旨、長崎県知事に答申したいので、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第3条第4項の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月15日提出

対馬市長 比田勝 尚喜



4 漁 港 許 第 4 号
令和5年2月10日

対馬市長 様

長崎県知事 大石 賢吾



公有水面埋立免許出願に対する市町村の意見について

このことについて、別添のとおり長崎県から出願がありましたので、公有水面埋立法第3条第1項の規定により貴職の意見を求めます。

なお、意見は本日から4カ月以内に貴市議会の議決書を添えてお願いします。

この文書の取扱

長崎県水産部漁港漁場課 管理班

電話 095(895)2853





公有水面埋立免許願書

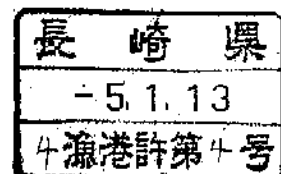
令和 5年 1月 12日

豆酏漁港管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 大石賢吾 様

出願人 所在地 長崎県長崎市尾上町
名 称 長 崎 県
代表者 住 所 長崎県長崎市尾上町
氏 名 長崎県知事 大石賢吾



公有水面埋立法第2条第1項の公有水面埋立ての免許を受けたいので、
下記により、出願します。



(1) 埋立て必要理由書

1) 埋立ての動機

本申請地は、対馬の最南端にある豆酩漁港内に位置する。対馬は、兩岸を対馬暖流がとおり、対馬沿岸は複雑な海流構造を持ち多様な生物が生息している屈指の漁場となっているため、漁業も盛んな地域である。本申請地の施設は、漁船の乗り降りに支障があること、漁具の積み下ろしが重労働かつ危険であることが課題となっている。そこで、漁業従事者の労働環境の向上、漁業活動の安全性の向上を目的として、重力式係船岸に代わる施設として岸壁補助式の浮棧橋を整備することとした。よって、今回埋立ての申請を出願するものである。

2) 埋立ての時期

本申請地は、漁業従事者及び地元住民からの要望も多く、早期の施設改良を願っている。また、規模も小さいため、令和7年度内の竣功を目指している。

3) 埋立ての場所

厳原漁業協同組合豆酩支所の西側に位置しており、この位置は、漁業従事者において最適な場所である。

4) 埋立ての施行主体

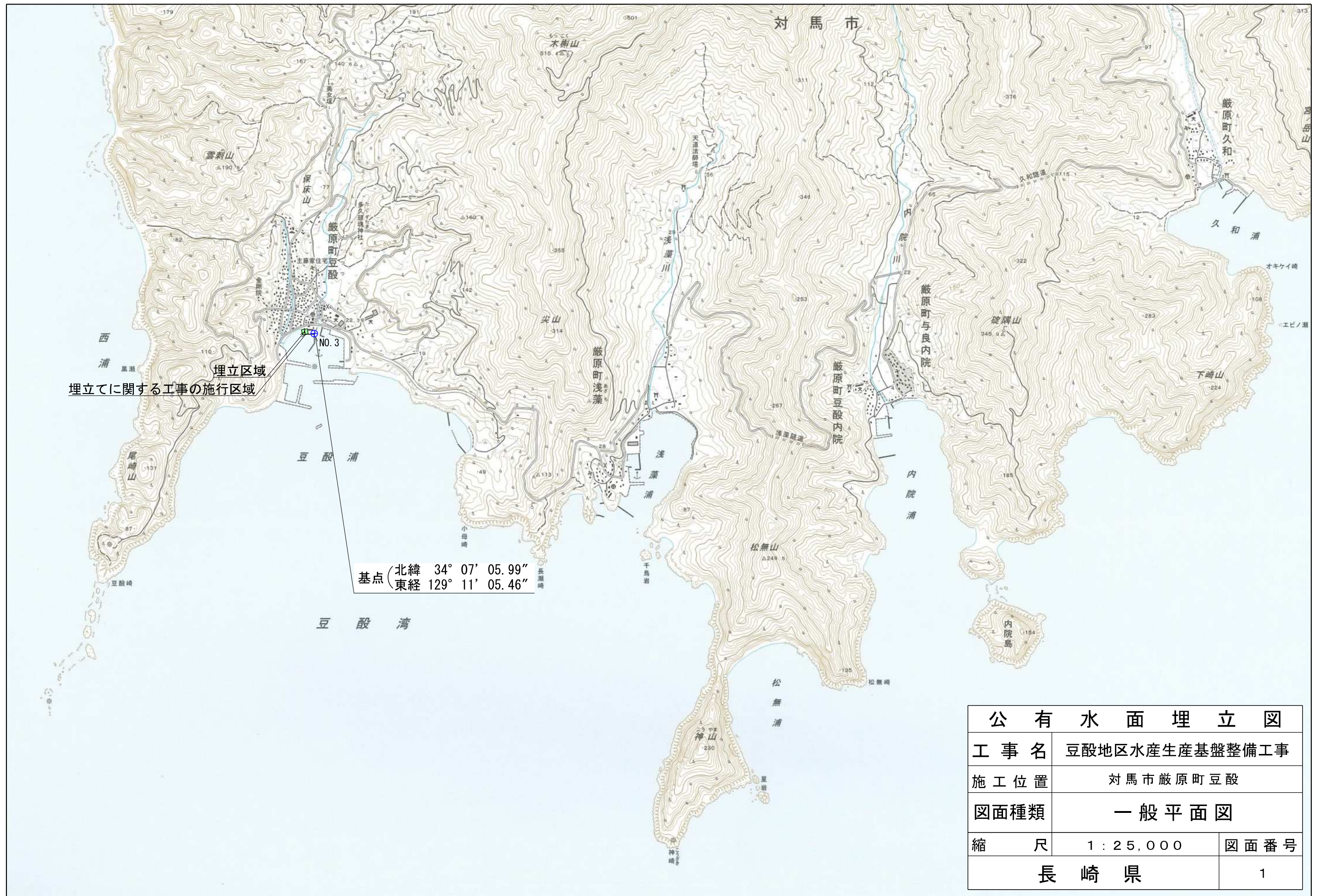
豆酩漁港の管理者である長崎県が施行主体となって事業の遂行にあたる。

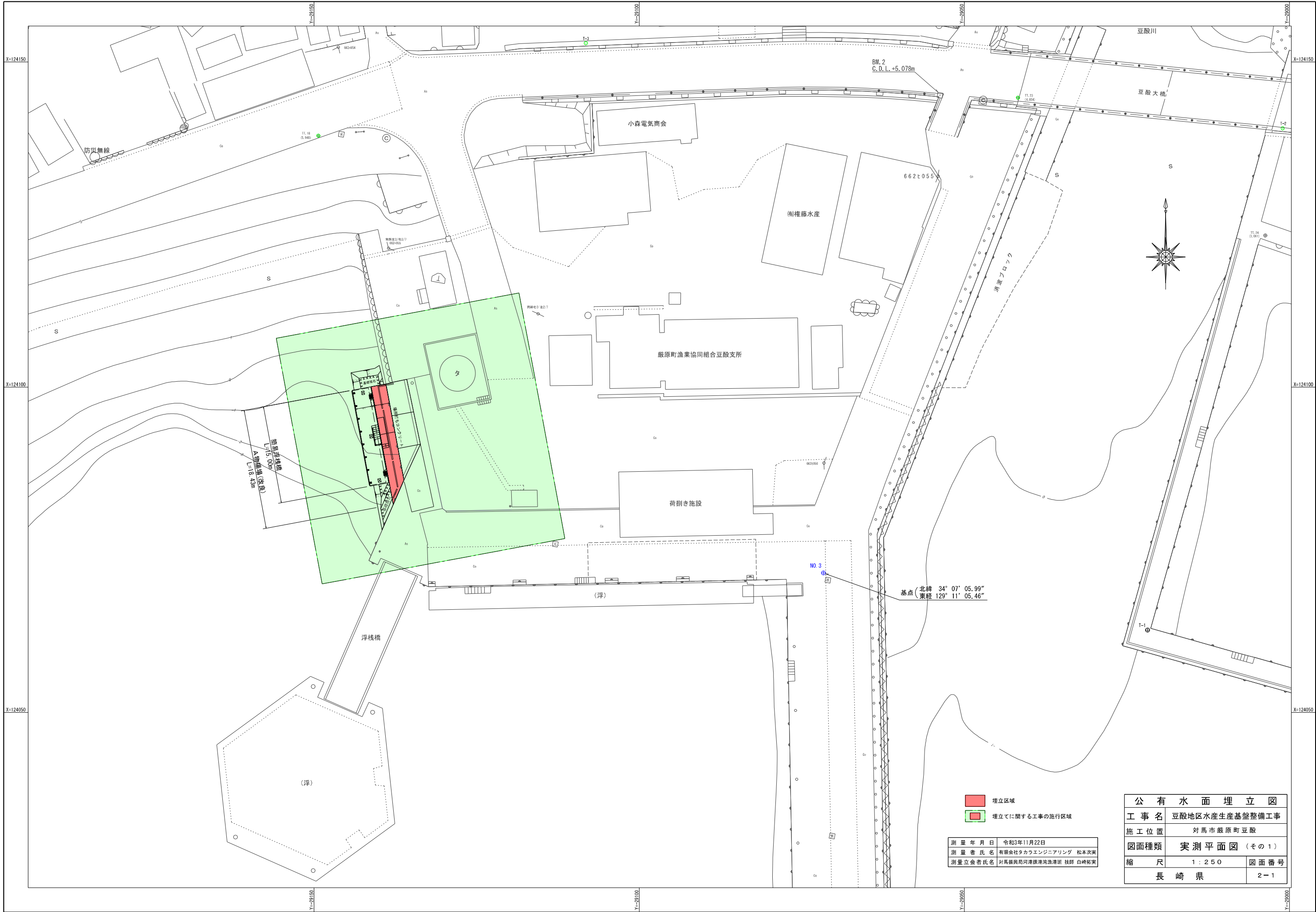
5) 埋立ての規模

物揚場改良のための埋立て面積は、38.49m²である。

6) 埋立ての効果

施設の改良により、漁業従事者の船の乗り降りに対して支障なく快適となり、漁具の積み下ろし等、重労働作業の負荷軽減及び安全性が向上するとともに、作業時間のロスを減らす効果が考えられる。また、労働環境が改善することにより漁業従事者の減少傾向を抑える効果も考えられる。前述した効果により生産性の向上も期待できる。





埋立区域
埋立に関する工事の施行区域

測量年月日	令和3年11月22日
測量者氏名	有限会社タカラエンジニアリング 松本次実
測量立会者氏名	対馬振興局河港課港湾漁港班 技師 白崎拓実

公有水面埋立図	
工事名	豆酸地区水産生産基盤整備工事
施工位置	対馬市厳原町豆酸
図面種類	実測平面図 (その1)
縮尺	1:250
図面番号	2-1

議案第 3 5 号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年対馬市条例第 5 2 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 1 5 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

契約の目的	根緒漁港水産生産基盤整備工事
契約の方法	随意契約
契約の金額	1 5 1 , 9 6 5 , 0 0 0 円
契約の相手方	住所 長崎県対馬市豊玉町曾 6 2 6 番地
	氏名 株式会社梅野組
	代表取締役 梅野 和彦

議案第35号 工事請負変更契約の締結について
(第1回)

工 事 名	根緒漁港水産生産基盤整備工事
施 工 業 者	長崎県対馬市豊玉町曾626番地 株式会社 梅野組 代表取締役 梅野 和彦
工 事 場 所	長崎県対馬市美津島町根緒地内

	変 更 前	変 更 後	比 較
契 約 額	149,316,200 円	151,965,000 円	(増) 2,648,800 円
工 期	(着 手) 令 和 4 年 3 月 24 日 (完 成) 令 和 5 年 3 月 31 日 (373 日間)	(着 手) 令 和 4 年 3 月 24 日 (完 成) 令 和 5 年 3 月 31 日 (373 日間)	0日間延長
工 事 概 要	☆ 船揚場(改良) L=15. 0m ・ 基礎工 L=15. 0m (床掘(土砂) 2, 376m³) ・ 堤体工 L=15. 0m ・ 斜路工 L=15. 0m	☆ 船揚場(改良) L=15. 0m ・ 基礎工 L=15. 0m (床掘(土砂) 1, 490m³) (床掘(岩) 287m³) ・ 堤体工 L=15. 0m ・ 斜路工 L=15. 0m	(床掘(土砂) △886m³) (床掘(岩) 287m³)

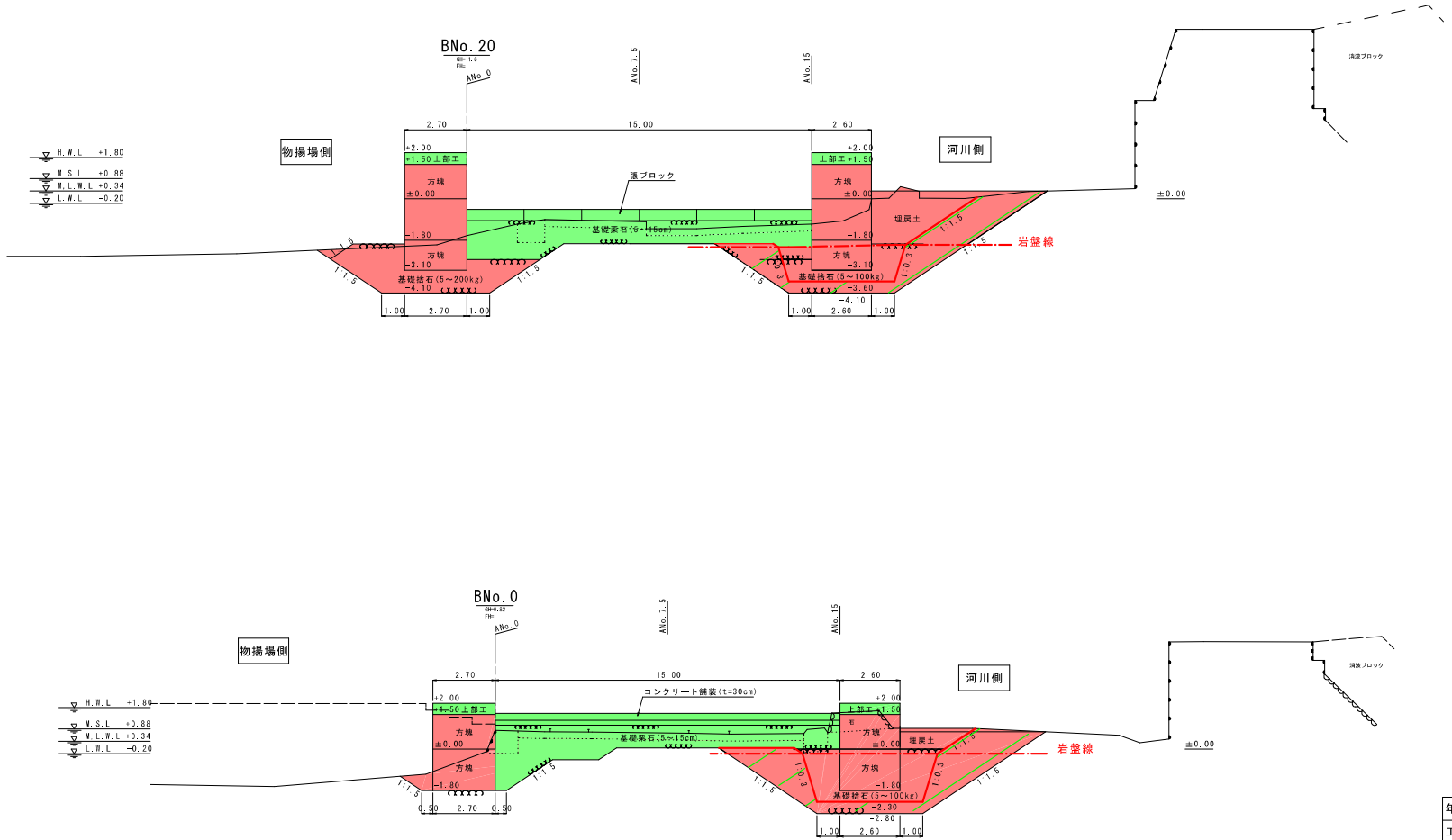




凡 例	
	前々年度迄施工済
	前年度施工
	本年度施工
	来年度以降計画
	変更による増
	変更による減
	
	

年 度	令和3年度
工 事 名	根緒漁港水産生産基盤整備工事
施工地名	対馬市美津島町根緒
図面種類	平面図
縮 尺	1/200
図面番号	
長崎県対馬市	

標準断面図 S=1/100



凡 例	
	前々年度迄施工済
	前年度施工
	本年度施工
	来年度以降計画
	変更による増
	変更による減

年 度	令和3年度
工 事 名	根緒漁港水産生産基盤整備工事
施工地名	対馬市美津島町根緒
図面種類	標準断面図
縮 尺	1/100
図面番号	
長崎県対馬市	